

# おもちゃクリニック ゆりかご 会則

## (名称)

第1条 この会は、 おもちゃクリニック ゆりかご（以下「本会」という。）と称する。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、会長自宅（新潟県糸魚川市釜沢 2137 番地）に置く。

## (目的)

第3条 本会は、こわれたおもちゃを無償で治すボランティア活動を通じて、こどもたちに感動を与え、保護者には環境や資源保護の意識を持っていただくこと、そして、おもちゃドクターの輪を広げることにより、もって3世代間の交流を促進することを、目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためにボランティア活動として次の事業を実施する。

- (1) 出張おもちゃ病院
- (2) 巡回おもちゃ病院
- (3) 定例おもちゃ病院
- (4) おもちゃドクター訪問診療
- (5) その他 本会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した者とする。

## (入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

2 賛助会員として入会しようとする者は、会費の納入をもって、当該年度に限り入会したものとみなす。

## (会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を年度当初に一括納入しなければならない。

- (1) 正会員 年間 500円（ただし、初年度会費は免除とする。）
- (2) 賛助会員 1口 500円（何口でも可とする。）

## (退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

## (役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 監査役 1名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (職務)

- 第 10 条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 監査役は、本会の業務および財産の状況を監査する。

#### (会議)

- 第 11 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 会則、事業等の改廃
  - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
  - (3) 本会の解散
  - (4) 役員の選任及び解任
  - (5) その他本会の運営に関し重要な事項
- 3 役員会は、役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。
- 4 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
- 5 本会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 本会の会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

#### (事業報告書及び決算)

- 第 12 条 会長は、毎事業年度終了後 1 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

#### (事業年度)

- 第 13 条 本会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (会則の変更)

- 第 14 条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

#### (その他)

- 第 15 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 附 則

本会の設立年月日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。

この会則は、平成 29 年 4 月 22 日（第 1 回定期総会）から施行する。